

国民年金免除制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

「保険料免除制度」

所得に応じて「全額免除」・「4分の1納付」・「半額納付」・「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口申請し、年金事務所まで前年の所得などを審査して、承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口申請し、年金事務所まで前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。どちらの承認期間も7月から翌年6月までです。申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めに手続きをしてください。

問合せ 秩父年金事務所
電話 0494-27-6561
住民福祉課
電話 82-1221

子ども手当を受給されている皆さまへ

現行の子ども手当は平成23年9月分まで支給されます。

平成23年10月からは新たな制度となることが見込まれるため、それに基づく届出等が必要となる場合があります。

受給者の方には、必要に応じて通知いたしますので、ご承知おきください。（なお、10月以降新たな届出が必要となることあるため、今年は6月の現況届は提出不要となりました。）

問合せ 住民福祉課 電話 82-1221

平成23年度東秩父村中学生海外派遣事業を中止としました

東日本大震災の未曾有の被害と社会情勢の不透明な状況を考慮し、今年度の中学生海外派遣事業を中止せざるを得ないものと判断し、4月21日の保護者説明会を行い、中止と決定しました。

さらに、5月18日に生徒説明会を開催し、海外派遣中止決定について説明しました。

問合せ 東秩父村中学生海外派遣事業
運営委員会（教育委員会事務局）
電話 82-1230

子どものしあわせのために

●児童扶養手当制度

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

*所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

●特別児童扶養手当制度

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

*所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

問合せ 住民福祉課 電話 82-1221

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

●本人通知制度とは・・・

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写しなどを交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市区町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

●登録に必要なもの

・印鑑と運転免許証などの本人確認資料

手数料はかかりません。手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくことになります。詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されており、こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 電話 82-1221